

## ～相談事例～

こんな時、どうするの？ 運搬に使用したベニヤ板の処分



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(質問1)

木くずについては、廃棄物処理法施行令第2条第2項に、木くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る。）と定められているが、貨物の運搬に使用したベニヤ板は該当しますか。

(確認)

そのベニヤ板は、荷物をパレットに固定するために使用したものでですか。

(質問2)

利用形態はわかりません。

(回答2)

貨物の流通のために使用したパレットに該当するかということになりますが、この木くずの定義は、業種を指定せず排出形態のみで規定した品目で、業種を限定していない品目です。貨物の流通のために使用したパレットが産業廃棄物に加えられたのは、平成19年で施行通知には、「ここでいうパレットとは、貨物を荷受、輸送又は保管するために単位数量に取りまとめて載せる面をもつ台のことであり、積載面の上部に木枠などの構造物を有するものを含むものである。」と記載されています。従って、貨物を載せる台として使用したものであれば、パレットとということになるでしょうし、パレットへの貨物の積付けのために使用したベニヤ板であれば、政令にある通り該当します。

ただし、通知や疑義回答には、ミカン箱のような木箱は該当しないとあります。

### 廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言等を行う事業を実施しております。詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- 処理業を継続するには人手不足のため、誰か事業を承継してくれないか。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5万円）  
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。

### －組織強化の推進について－

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところではありますが、令和7年1月1日現在、正会員199社・賛助会員22社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。

お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016